

退職に伴う給付金等の請求方法

種類	給付額・要件	請求方法
1 退職給付金	長期掛金累計額を給付	自動給付のため、手続は不要
2 思いでづくりの旅	55歳以上で退職するとき、退職年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日の間)に慰労のため、家族と1泊以上の旅行をしたとき、2万円を給付	旅行者又は宿泊施設の2万円以上の領収書(人数・宿泊費を支出したことが確認できるもの。領収書で確認できない場合は、領収書と行程表等。)を添付のうえ請求
3 単身者給付品	一度も結婚することなく50歳以上で退職したとき、3万5千円を給付	戸籍抄本を添付のうえ請求
4 傷病見舞金	重度の傷病を受け退職を余儀なくされたとき、10万円を給付(定年退職者は除く)	医師の診断書を添付のうえ請求
5 育英・生活年金事業(加入者のみ)	退職時で終了となります。 (令和7年度の保険配当金を令和8年6月末に振込み予定)	自動給付のため、手続きは不要

※ 2・3・4の請求書は、所属事務担当者に依頼し、「共済・互助会システム」で作成してください。

※ 添付書類は原本です。

- 【注意】
- ・ 給付金及び育英・生活年金事業の配当金は、現在の登録口座(医療補助金などの給付口座)に振込みますので、退職後約3カ月間は口座を解約しないようお願いします。
 - ・ 登録口座は、給与振込の口座と同じとは限りません。口座の変更届を「共済組合・互助会」に提出されていない限り、新採(又は転入)時に登録した口座になります。改めてお聞きすることはありませんのでご注意ください。
 - ・ 登録口座の確認については、互助会までお問い合わせください。
 - ・ 変更の申し出は、受付日によって間に合わない場合がありますので予めご了承ください。

退職・転出に伴う貸付金の償還手続き

退職・転出時に貸付未償還金がある場合は、次の手続きにより償還していただくことになります。

区分	償還方法
退職する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として退職手当から控除します。(手続きは不要) ・ 退職手当から控除しきれない場合は、互助会の退職給付金から控除します。(手続きは不要) ・ 退職手当及び退職給付金から控除しきれない場合は、不足額を一括償還していただくこととなります。その際、償還金額、振込先口座(北國銀行)及び振込期日を記載した文書を送付しますので、<u>下記の注意事項をご確認のうえ、期日までにお振込みください。</u>
転出される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として互助会の退職給付金から控除します。(手続きは不要) ・ 退職給付金から控除しきれない場合は、不足額を一括償還していただくこととなります。その際、償還金額、振込先口座(北國銀行)及び振込期日を記載した文書を送付しますので、<u>下記の注意事項をご確認のうえ、期日までにお振込みください。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として互助会の退職給付金から控除します。(手続きは不要) ・ 退職給付金から控除しきれない場合は、次の償還方法から選択して償還していただくこととなります。 ①自己資金で不足額を一括償還する。 ②石川県職員互助会で借り換え一括償還する。(県職員互助会への申込手続きが必要) <p>どちらの場合でも償還金額、振込先口座(北國銀行)及び振込期日を記載した文書を送付しますので、<u>下記の注意事項をご確認のうえ、期日までにお振込みください。</u></p>
<p>【注意】お振込に係る振込手数料につきましては、個人負担となりますのでご承知おきください。 ※北國銀行「インターネットバンキング」等を利用して振込みされると、振込手数料が無料となる場合があります。</p>	